

PCR検査及び抗原検査の自家検査による費用負担補助金事業に関するQ&A

- Q1. 新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査及び抗原検査は、誰でも受診することができるのでしょうか？
- A1. 発熱やコロナを疑う呼吸器症状がなくても、体調が悪いなど感染が疑われる何らかの症状がある場合や陽性者との接触が認められる場合など、医師が必要と判断した場合に限り検査を受けることができます。
- Q2. PCR検査及び抗原検査の自家検査とはどういう意味でしょうか？
- A2. 開業医の先生やそのご家族の方の場合、先生が開業されている医療機関で検査を行うことです。勤務医の先生やそのご家族の方、従業員やそのご家族の方の場合、勤務医の先生、従業員の方が勤務している医療機関で検査を行うことです。
- Q3. 医師国保では、自家診療が出来ないと聞きましたが？
- A3. 自院で受診することについては問題ありませんが、保険請求ができませんので、全額自己負担となります。
- Q4. 保険請求ができないということは、PCR検査及び抗原検査は公費扱いにならないということでしょうか？
- A4. その通りです。
- Q5. なぜ補助金申請方式としたのでしょうか？
- A5. 今回の新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査及び抗原検査は、保険診療として取り扱うこととなりますが、自院で検査ができる体制を整えたとしても、医師国保では自家診療の給付制限を行っている為保険適用とならず、自費扱いでの検査となってしまいます。自費扱いとなると全額自己負担となり、被保険者の負担が増えることから、検査に係る費用を補助することといたしました。
- Q6. 自分が開業、又は勤務している医療機関以外の医療機関でPCR検査又は抗原検査を受けた場合はどうなりますか？
- A6. 医師会の集合契約に参加している医療機関を受診した場合は保険診療となりますので、一部負担金相当額の負担となります。（PCR検査及び抗原検査の自己負担分は公費扱い）集合契約に参加していない医療機関を受診された場合は、全額自己負担となります。
- Q7. 自分が開業又は、勤務している医療機関以外の医療機関でPCR検査を受けて、全額自己負担しました。補助金の申請は可能でしょうか？
- A7. 出来ません。
本事業は、あくまでもご自身が開業又は勤務する医療機関において、PCR検査及び抗原検査をした場合のみが補助対象となります。

Q8. 開業医ですが、医師は私1人です。私が私自身の検査を実施することは構わないのでしょうか？

A8. 本補助事業に関しては、保険請求ができないということから、自費扱いで検査を実施していただくこととなりますので、自己検査につきましても、補助事業の対象とすることにいたしました。

Q9. PCR検査を実施した場合の補助金額は費用負担の全額ですか？

A9. PCR検査の補助金額は、1人当たり1回につき5,000円です。

Q10. 抗原検査を実施した場合の補助金額は費用負担の全額ですか？

A10. 抗原検査の補助金額は、1人当たり1回につき1,500円です。

Q11. PCR検査を3回実施した場合、3回分の補助をしていただけるのでしょうか？

A11. 年度内で1人当たり2回までです。なお、抗原検査も同様に1人当たり2回までです。

Q12. 抗原検査を自家検査で実施しましたが、陰性でした。しかしながら、新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある為、PCR検査も自家検査で実施しました。この場合、両検査とも補助対象となるのでしょうか？

A12. 対象となります。ただし、両検査とも年度内で1人当たり2回までです。

Q13. 令和5年4月と5月にPCR検査の自家検査を実施し、既に、2回分の補助金をいただきましたが、12月にPCR検査と抗原検査の自家検査を実施しました。この場合の申請はどのようにすればよろしいのでしょうか？

A13. 年度内に3回以上PCR検査を実施された場合でも、補助対象となるのは2回までとなります。既に、4月分と5月分のPCR検査の補助金申請がお済みとのことですので、12月分の申請の際には抗原検査のみ補助金申請をお願いします。もし、12月分の申請の際、PCR検査の補助金申請を併せていただいた場合であっても、抗原検査の分のみのお支払いとなりますので、ご了承ください。

Q14. 令和5年2月にPCR検査と抗原検査を自家検査で実施しましたが、令和4年度の補助金申請をしておりませんでした。令和5年度分で補助金の申請をしても構わないのでしょうか？

A14. 申請できません。
誠に申し訳ございませんが、本事業は、新型コロナウイルス感染症に係る特例的な事業でございますので、検査の期間、申請期限は厳守していただきますようお願いいたします。

Q15. 補助金申請書を提出するに当たり、「検査結果の写し」を添付するようになっておりますが、抗原検査を自院で実施した際、何を添付すればよろしいでしょうか？

A15. 「新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査実施報告書」を添付してください。

Q16. 私は医師国保に加入していますが、従業員は協会けんぽに加入しております。従業員のPCR検査又は抗原検査を行った場合、補助金の対象となりますか？

A16. 対象となりません。
補助金の対象は、医師国保の被保険者のみです。

Q17. 私は後期医師組合員ですが、後期医師組合員でも補助の対象となりますか？

A17. 対象となりません。
後期医師組合員の先生方につきましては、自院でPCR検査及び抗原検査を実施され、保険請求が可能と考えています。（但し、自己診療は不可）

Q18. 9月1日から勤務し、医師国保に加入する予定の従業員のPCR検査を8月20日に行ったのですが、補助金の対象となりますか？

A18. 対象となりません。
PCR検査及び抗原検査を行った時点で医師国保の被保険者である方が支給対象となります。

Q19. 医師国保に加入していた従業員のPCR検査を9月1日に行ったのですが、9月30日で退職しました。10月になってから、退職した従業員の検査料の補助金申請をするようにしておりますが、対象となりますか？

A19. 対象となります。
PCR検査及び抗原検査を行った時点で医師国保の被保険者である方が支給対象となります。

Q20. 年度内で1人当たり2回まで補助の対象となるようですが、1回の申請で2回分をまとめて申請しても構いませんか？

A20. 構いません。
PCR検査及び抗原検査の補助対象となるのは、年度内で1人当たり2回までとなりますので、できるだけ纏めてご請求いただくと助かります。

Q21. 私の医療機関は県医師会の集合契約に参加していませんが、補助金申請はできますか？

A21. 県医師会の集合契約に参加していない医療機関でも、補助金申請はできます。
但し、医師国保の被保険者である方が支給対象となります。

Q22. 私は従業員組合員です。9月30日で以前勤務していた医療機関を退職し、10月1日から現在の医療機関に勤務しています。

以前勤務していた医療機関でも医師国保に加入しており、8月に以前勤務していた医療機関でPCR検査を2回行いましたが、11月に、現在勤務している医療機関でPCR検査を行うことになりました。

11月に検査する分の補助金申請は出来るのでしょうか？

A22. 出来ません。

PCR検査及び抗原検査の補助対象となるのは、年度内で1人当たり2回までとなりますので、現在勤務されている医療機関の先生に、以前勤務していた医療機関でPCR検査を実施した旨をお伝えください。そのうえで検査を実施していただいても構いませんが、全額自己負担となりますので、ご了承ください。

Q23. 私は従業員組合員です。自院でPCR検査を行ったのですが、私が補助金の申請をしてもいいのでしょうか？

A23. 誠に申し訳ございませんが、申請は医師組合員の先生からのみとなります。

従業員組合員の方のお名前や、ご家族様のお名前で申請いただいてもお支払いできませんので、ご了承ください。

PCR検査及び抗原検査の自家検査による費用負担補助金事業のお問い合わせ先

長崎県医師国民健康保険組合

TEL 095-844-1116

FAX 095-843-1184

※ホームページにも要綱、申請書、Q & A を掲載しております。

<http://nagasaki-ishikokuho.or.jp/>